

平成20年1月16日

北陸地方整備局建政部計画・建設産業課

平成20年1月13日 審査請求に関するメール問い合わせについての回答

問い合わせ事項に対する回答は赤字記載のとおりです。

(黒字部分はメール原文のまま)

まず、国土交通大臣あての審査請求書の頭は、つぎのようでよろしいか。

国土交通大臣 殿

行政不服審査法第5条の規定に基づき、北陸地方整備局長の行った「犀川辰巳治水ダム建設事業の事業認定処分」について審査請求をする。

(回答) 辰巳ダムの事業認定に対する審査請求であることがわかる記載であれば結構です。

法第15条 審査請求書には、次の各号に掲げる事項を記載しなければならない。

1. 審査請求人の氏名及び年齢又は名称並びに住所
2. 審査請求に係る処分
3. 審査請求に係る処分があつたことを知つた年月日
4. 審査請求の趣旨及び理由
5. 処分庁の教示の有無及びその内容
6. 審査請求の年月日

とある。

1.については、

第11条 多数人が共同して不服申立てをしようとするときは、3人をこえない総代を互選することができると思いますが、総代としないで、4人以上の連名でもよろしいか。

(回答) 連名でも問題ありません。

正副2通の審査請求人のところに押印が必要であるが、仮りに一部の審査請求人の押印が無い場合でも受理されるか。

(回答) 受取り不可とはなりませんが、行政不服審査法15条4項には「押印しなければならない」と規定されているので、結局、審査請求書の補正（この場合は押印）をしてもらうこととなります。

2. について

正式な処分名は。

(回答) 辰巳ダムの事業認定処分に関してであることがわかる記載であれば結構です。

例：「犀川辰巳治水ダム建設事業に係る事業認定」

3. について

平成19年11月28日か。

(回答) 辰巳ダムの事業認定に関しては、平成19年11月28日に事業認定の告示がなされていますので「処分があつたことを知つた日」は平成19年11月28日となります。

6.審査請求の年月日

請求期限はいつか。郵送の場合は、期限の日に郵便局へ提出してもよいか。郵送の場合の送付先はどこか。処分庁でも可とあるので、両方について教示願いたい。

・「請求期限はいつか」に対する回答

事業認定についての不服申立期間は土地収用法130条により「事業認定の告示のあった日の翌日から起算して30日以内」と規定されていますので、辰巳ダムに関しては、平成19年12月28日となります。

・「期限の日に郵便局へ提出してもよいか」に対する回答

行政不服審査法14条4項では、「審査請求期間の計算については、送付に要した日数は、算入しない」と規定されています。したがって、郵便の消印日が不服申立期限内であれば問題ありません。

・「郵送の場合の送付先はどこか」に対する回答

審査庁へ直接請求する場合

宛先 「国土交通省総合政策局総務課土地収用管理室」まで
〒100-8918 東京都千代田区霞が関2-1-3

処分庁を経由する場合

宛先 「北陸地方整備局建政部計画・建設産業課計画調整第一係」まで
〒950-8801 新潟県新潟市中央区美咲町1-1-1
新潟美咲合同庁舎1号館

なお、審査請求事項全般に関しては、審査庁より、必要に応じて書類の補正依頼がある場合もあります。

以上